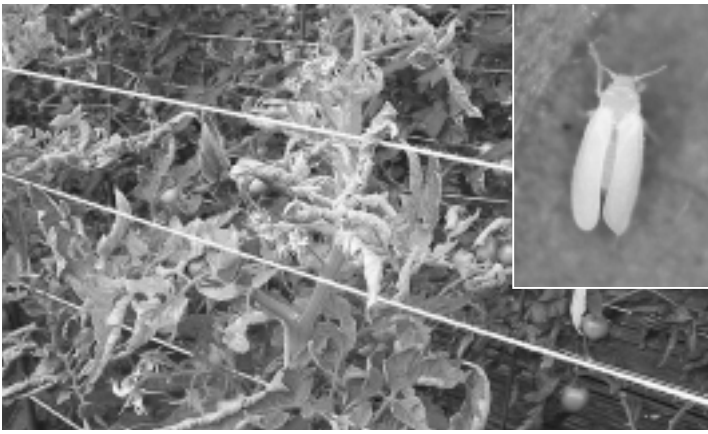


トマト黄化葉巻病の発生防止にご協力を!!

「トマト黄化葉巻病」は、九州・東海地方を中心に、トマト農家に大きな被害を与えている、トマトの重要病害です。この病気は、今年の2月に河宇地方でも発病が確認され、現在、トマト生産者、農協等関係機関が一体となって防除に取り組んでいるところです。トマト黄化葉巻病を封じ込めるためには、「発病株の処分」と、この病気を媒介する「タバココナジラミ」という小さな虫の防除が最も重要です。

トマト黄化葉巻病の主な症状

発生初期は、新葉の緑が淡くなり、その後葉が表に巻き、葉脈の間が黄化し、芯が縮む。



写真左：トマト黄化葉巻病の典型的な葉巻症状、右：タバココナジラミ（体長0.8mm程度、体色は白）

一般農家・家庭菜園

栽培者へのお願

トマト黄化葉巻病の対処方法

発病株は、すみやかに虫ごと透明のビニール袋に入れ、日光に当てて高温にして虫を死滅させてから、土に埋めるなどして処分してください。また、露地野菜・花きはタバココナジラミの夏期における繁殖源となりますので、畑周辺の雑草を含めて防除をお願いします。

家庭菜園の発病トマトは、重要な伝染源となりますので、写真と類似した症状が確認された場合はご注意ください。

※果実は食べても問題ありません。

▼問い合わせ先

上三川町 産業振興課

☎9138

J Aうつのみや 上三川営農経済センター

野菜集出荷所 ☎6688

不妊治療費助成制度について

子どもが欲しいと望んでいるにもかかわらず、不妊治療を受けているご夫婦に対して、保険診療適用外の人工授精、体外受精、顕微授精の不妊治療にかかる経済的負担を軽減するため、治療費の一部を助成します（平成19年4月1日以降に行った不妊治療が対象になります）。

- 対象者は、法律上の婚姻をしている夫婦で、次のすべてに該当する人です。
 - ①不妊治療が必要であると医師に診断され、栃木県特定不妊治療費助成事業指定医療機関において不妊治療を受けた人
 - ②助成を申請する日の1年以上前から上三川町に在住している人
 - ③医療保険の被保険者又は被扶養者である人
 - ④町税等を滞納していない人
- 助成費は、保険診療適用外の治療費を基準額とし、その1/2の額（100円未満切捨て）です。ただし、1年度あたり上限20万円とし、通算5年まで助成します。
- なお、国・県の同様な制度又は各種保険等により給付があるときは、その給付額を控除した額を基準額とします。
- 必要書類等は、次のとおりです。
 - ①上三川町不妊治療費助成申請書
 - ②上三川町不妊治療費助成事業受診等証明書
 - ③不妊治療に係る領収書の写し
 - ④法律上の婚姻関係にあることを証明できる書類（戸籍全部事項証明書など）
 - ⑤他に助成金等の給付があるときは、その交付決定通知書などの写し
 - ⑥医療保険証の写し
 - ⑦印かん（認印）
- 申請方法は、申請書に右記の必要書類を添付して、健康福祉課に申請してください。
- 申請期限は、治療が終了した日の属する年度内に申請してください。ただし、やむを得ない事由があるときは、翌年度末日までに申請してください。
- 対象外の治療は、次のとおりです。
 - ①夫婦以外の第3者からの精子・卵子・胚の提供による不妊治療
 - ②代理母によるもの
 - ③借り腹によるもの
- 申請を受理したあと助成の適否を決定し、助成の承認・不承認を通知します。

▼問い合わせ先

健康福祉課 健康増進係

☎9132